

医療費について

どんなに健康に自信があってもいつ病気やけがをされるかわかりません。日本の医療費は大変高額です。そのため、日本には『健康保険』という制度があります。日本に1年以上在留する人は必ず『国民健康保険』に加入しなければなりません。加入すればわずかな負担（約30%）で医療が受けられます。

『国民健康保険』の加入方法

区（市）役所での住居地届出手続きの際に一緒にできます。まだの方は、区（市）役所の健康保険課で加入手続きをしてください。

加入後は月々の保険料を支払います。保険料は地域によって若干異なりますが、1ヵ月約3,000円くらいです。ただし、所得が一定額未満であると認められれば保険料は減額（30%）されますので手続きの際に窓口で所得がないことを申告してください。

◆マイナンバーカードを健康保険証として利用する「マイナ保険証（※）」が基本となりますが、マイナンバーカードをまだ持っていない人や、マイナ保険証の利用登録をしていない人には、「資格確認書」が交付されます。医療機関を受診する際に「資格確認書」を提示することで、一定の自己負担割合で医療を受けられます。

（※）マイナ保険証とは、マイナンバーカードに健康保険証の利用登録をしたものです。マイナンバーカードを取得し、健康保険証としての利用登録を行うことで使用できます。

◆引っ越した場合は、14日以内に区(市)役所に届け出をしてください。